

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年11月12日

【四半期会計期間】 第2期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

【会社名】 株式会社LITALICO

【英訳名】 LITALICO Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長谷川 敦弥

【本店の所在の場所】 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

【電話番号】 03-5704-7355(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 辻 高宏

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

【電話番号】 03-6864-0793

【事務連絡者氏名】 専務取締役 辻 高宏

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第 2 期 第 2 四半期 連結累計期間
会計期間		自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月 30 日
売上高	(百万円)	9,455
経常利益	(百万円)	865
親会社株主に帰属する四半期純利益	(百万円)	391
四半期包括利益	(百万円)	391
純資産額	(百万円)	4,992
総資産額	(百万円)	11,422
1 株当たり四半期純利益	(円)	11.01
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	(円)	10.95
自己資本比率	(%)	42.9
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	258
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	633
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	598
現金及び現金同等物の 四半期末残高	(百万円)	1,462

回次		第 2 期 第 2 四半期 連結会計期間
会計期間		自 2021年 7 月 1 日 至 2021年 9 月 30 日
1 株当たり四半期純利益	(円)	7.79

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は、2021年 4 月 1 日付で当社を株式交換完全親会社、株式会社 LITALICO パートナーズ(旧商号：株式会社 LITALICO、以下、「LITALICO パートナーズ」)を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、本株式交換）を実施しており、前連結会計年度以前に係る記載をしておりません。
3. 第 2 期第 2 四半期連結累計期間（2021年 4 月 1 日から 2021年 9 月 30 日まで）の四半期連結財務諸表は、株式交換により完全子会社となった株式会社 LITALICO パートナーズの連結財務諸表を引き継いで作成しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020年 3 月 31 日）等を第 1 四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第 2 四半期連結累計期間及び当第 2 四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
5. 当社は、2021年 10 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。第 2 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、主要な関係会社について実質的な異動はありませんが、2021年4月1日付で当社を株式交換完全親会社、LITALICOパートナーズを株式交換完全子会社とする株式交換を実施しております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当社グループの連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性がある
と認識している主要なリスクは、2021年4月1日付の株式交換を通じて、当社とLITALICOパートナーズとの連結グ
ループの範囲に実質的な変更がないため、LITALICOパートナーズが、2021年6月29日に提出した第16期有価証券報告
書に記載した「事業等のリスク」の内容を基礎としており、当第2四半期連結累計期間において大幅な変更はござい
ません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

当社は、2021年4月1日付の株式交換により株式会社LITALICOパートナーズ（旧商号：株式会社LITALICO）の完全
親会社となり連結いたしました。株式交換の前後でLITALICOグループにおける連結の範囲に実質的な変更はないた
め、前年同四半期と比較を行っている記載項目については、株式会社LITALICOパートナーズの2021年3月期第2四半
期連結累計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）と、また、前連結会計年度末と比較を行っている項目につ
いては、株式会社LITALICOパートナーズの2021年3月期連結会計年度末（2021年3月31日）と比較しております。

(1) 業績の状況

(単位:百万円)

	2021年3月期 第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	2022年3月期 第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	増減額	増減率
売上高	7,686	9,455	1,769	23.0%
営業利益	805	990	184	23.0%
経常利益	682	865	183	26.8%
親会社株主に帰属する 四半期純利益	411	391	20	5.0%

(単位:百万円)

セグメント別業績		2021年3月期 第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	2022年3月期 第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	増減額	増減率
LITALICO ワークス 事業	売上高	3,778	4,198	420	11.1%
	利益	1,426	1,653	226	15.9%
LITALICO ジュニア 事業	売上高	2,701	3,188	487	18.0%
	利益	475	514	39	8.4%
LITALICO プラット フォーム 事業	売上高	432	846	414	95.7%
	利益	35	59	24	70.1%
その他	売上高	773	1,221	447	57.9%
	損失()	170	67	102	-

(注) 第1四半期連結会計期間より、従来「LITALICOジュニア事業」に含まれていた「LITALICOジュニアパーソナル
コース」を「その他」に区分する方法に変更しております。なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント別
業績については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

セグメントごとの業績は以下の通りです。

<LITALICOワークス事業>

LITALICOワークス事業については、LITALICOワークスにおいて当第2四半期連結累計期間で新規に開設した7拠点の集客も順調に推移しており、累計で99拠点となりました。各拠点の運営が堅調に推移していることにより、当第2四半期連結累計期間の売上高は4,198百万円（前年同四半期比11.1%増）となりました。また、引き続き高水準で就職者数及び定着者数が推移していることから、既存拠点の報酬単価が増加したことにより収益性が向上しております。その結果、当第2四半期連結累計期間のセグメント利益は1,653百万円（前年同四半期比15.9%増）となりました。

<LITALICOジュニア事業>

LITALICOジュニア事業については、当第2四半期連結累計期間で新規に10拠点を開設し、累計で110拠点となりました。LITALICOジュニアスタンダードコースにおける既存拠点の利用率が引き続き堅調であったことに加えて新規に開設した拠点の集客も順調に推移しました。また、既存拠点における訪問支援事業の拡大により、収益性が向上しております。当第2四半期連結累計期間の売上高は3,188百万円（前年同四半期比18.0%増）となりました。また、出店ペースの加速に伴い人員の先行採用を進めたことにより、セグメント利益は514百万円（前年同四半期比8.4%増）となりました。

<LITALICOプラットフォーム事業>

LITALICOプラットフォーム事業は、従来のサービスに加え、福祉ソフト株式会社の請求管理ソフトとのパッケージ販売を開始しており、SaaS型プロダクトを中心に、順調に契約施設数の増加ペースを加速しています。また、LITALICOキャリアにおいても契約施設数及び採用支援サービスが拡大しております。当第2四半期連結累計期間の売上高は846百万円（前年同四半期比95.7%増）となりました。なお、更なる契約施設数増加ペースの加速を目指しマーケティング施策の強化や人員の増強など積極的な先行投資を継続しております。当第2四半期連結累計期間のセグメント利益は59百万円（前年同四半期比70.1%増）となりました。

<その他>

LITALICOジュニアパーソナルコースにおいては出店を再開したこと等により、新規問い合わせ数が順調に増加しております。当第2四半期連結累計期間の新規拠点開設数は4拠点で累計26拠点となりました。来期以降の出店加速に向け、採用などの組織体制強化、新規スタッフの育成に注力しています。LITALICOワンダーについてはオンラインコースの拡充等を通じて新規問い合わせ数が順調に増加し、生徒数の増加ペースが加速し、マーケティングへの積極投資を行いながら黒字化を達成しております。LITALICOライフについては、オンラインでの契約が可能になるなど規制緩和を受けて、全国を対象に多様なテーマにてセミナーを行い、サービス提供地域を拡大するなど引き続き投資を行っております。また、人員の増強など成長に向けた投資を積極的に進めています。当第2四半期連結累計期間の売上高は1,221百万円（前年同四半期比57.9%増）、セグメント利益は67百万円（前年同四半期比102百万円改善）となりました。

また、各事業が堅調に推移していることから、エンジニアやマーケティング、事業リーダー人材の採用及び体制強化等の人材投資を行っています。以上の結果、売上高は9,455百万円（前年同四半期比23.0%増）、営業利益は990百万円（前年同四半期比23.0%増）となりました。

経常利益は、株式会社Olive Unionへの持分法投資損失を119百万円としていることから、865百万円（前年同四半期比26.8%増）となり、親会社株主に帰属する四半期純利益につきましては新型コロナウイルスに関連する一時的な費用29百万円を特別損失に計上したことに加えて、一部グループ会社が先行投資期にあることから今期に関しては実効税率が上昇した影響があり、391百万円（前年同四半期比5.0%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末と比較して967百万円増加し、11,422百万円となりました。これは主に現金及び預金の増加223百万円、業容拡大による売掛金の増加229百万円、拠点開発に伴う有形固定資産の増加128百万円によるものであります。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末と比較して743百万円増加し、6,429百万円となりました。これは主に税金の支払による未払法人税等が283百万円減少したものの、借入金の増加668百万円によるものであります。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末と比較して402百万円増加し、4,992百万円となりました。これは主に親会社株主に帰属する四半期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加391百万円によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は、前連結会計年度末と比較して223百万円増加し、1,462百万円であります。

当第2四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、258百万円(前年同四半期は390百万円の収入)となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益で830百万円、減価償却費で318百万円を計上した一方で、法人税等の支払いにより737百万円、売上債権の増加により229百万円を支出したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、633百万円(前年同四半期は602百万円の支出)となりました。これは主に、有形固定資産の取得により239百万円、無形固定資産の取得により235百万円、投資有価証券の取得により99百万円を支出したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、598百万円の収入(前年同四半期は957百万円の支出)となりました。これは主に、長期借入金による収入1,500百万円となった一方で、長期借入金の返済により531百万円、短期借入金の返済により300百万円を支出したことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において特記すべき事項はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の締結等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	61,440,000
計	61,440,000

(注) 2021年8月30日開催の取締役会決議により、2021年10月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は61,440,000株増加し、122,880,000株となっております。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	17,800,456	35,600,912	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。 また、1単元の株式数は 100株であります。
計	17,800,456	35,600,912		

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2021年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 2021年8月30日開催の取締役会決議に基づき、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で分割を行い、発行済株式総数は17,800,456株増加し、35,600,912株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高(百万円)
2021年7月1日～ 2021年9月30日 (注)1	43,200	17,800,456	12	419	12	5,236
2021年8月31日 (注)2		17,800,456		419	5,191	44

(注)1.新株予約権の行使による増加であります。

2.会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

3.2021年8月30日開催の取締役会決議に基づき、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で分割を行い、発行済株式総数は17,800,456株増加し、35,600,912株となっております。

(5) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
長谷川 敦 弥	岐阜県多治見市	4,897,500	27.52
穂田 誉 輝	東京都港区	1,704,000	9.57
佐藤 崇 弘	東京都港区	1,637,000	9.20
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,410,800	7.93
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,387,900	7.80
THE BANK OF NEW YORK 133652 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南2丁目15-1品川インター シティA棟)	491,700	2.76
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-12	405,000	2.28
MSIP CLIENT SEC URITIES (常任代理人 モルガン・スタ ンレーMUF G証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9-7大手町 フィナンシャルシティサウスタワー)	372,447	2.09
LITALICO従業員持株会	東京都目黒区上目黒2丁目1-1 中目黒GT タワー15F	309,763	1.74
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB (常任代理人 BOFA証券株式会 社)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目4-1日本橋一 丁目三井ビルディング)	255,600	1.44
計		12,871,710	72.32

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,794,900	177,949	
単元未満株式	普通株式 4,456		
発行済株式総数	17,800,456		
総株主の議決権		177,949	

(注) 2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の表は株式分割前の株式数及び議決権の数を記載しております。

(注) 完全議決権株式(自己株式等)欄は、すべて自己保有株式となります。

【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 株式会社LITALICO	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号	1,100		1,100	0.01
計		1,100		1,100	0.01

(注) 2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の表は株式分割前の株式数を記載しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

なお、2021年4月1日付で当社を株式交換完全親会社、株式会社LITALICOパートナーズ(旧商号：株式会社LITALICO、以下、「LITALICOパートナーズ」)を株式交換完全子会社とする株式交換を実施しており、前連結会計年度以前に係る記載をしておりません。四半期連結財務諸表は、株式交換により完全子会社となったLITALICOパートナーズの連結財務諸表を引き継いで作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間
(2021年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,462
売掛金	3,135
その他	537
貸倒引当金	4
流動資産合計	5,130
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備(純額)	1,391
工具、器具及び備品(純額)	846
有形固定資産合計	2,238
無形固定資産	
のれん	998
ソフトウェア	678
その他	239
無形固定資産合計	1,916
投資その他の資産	
投資有価証券	1,082
敷金及び保証金	641
繰延税金資産	367
その他	45
投資その他の資産合計	2,136
固定資産合計	6,291
資産合計	11,422

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間
(2021年9月30日)

負債の部	
流動負債	
短期借入金	500
1年内返済予定の長期借入金	1,204
未払法人税等	454
賞与引当金	712
その他	774
流動負債合計	3,645
固定負債	
長期借入金	2,774
その他	9
固定負債合計	2,783
負債合計	6,429
純資産の部	
株主資本	
資本金	419
資本剰余金	753
利益剰余金	4,024
自己株式	298
株主資本合計	4,899
新株予約権	92
純資産合計	4,992
負債純資産合計	11,422

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
売上高	9,455
売上原価	5,881
売上総利益	3,573
販売費及び一般管理費	1 2,583
営業利益	990
営業外収益	
違約金収入	1
その他	2
営業外収益合計	3
営業外費用	
支払利息	7
持分法による投資損失	119
その他	1
営業外費用合計	128
経常利益	865
特別利益	
新株予約権戻入益	3
特別利益合計	3
特別損失	
固定資産除却損	8
新型コロナウイルス感染症による損失	2 29
特別損失合計	38
税金等調整前四半期純利益	830
法人税、住民税及び事業税	439
法人税等合計	439
四半期純利益	391
親会社株主に帰属する四半期純利益	391

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
(自 2021年4月1日
至 2021年9月30日)

四半期純利益	391
四半期包括利益	391
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	391

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
(自 2021年4月1日
至 2021年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	830
減価償却費	318
のれん償却額	25
株式報酬費用	63
賞与引当金の増減額（は減少）	39
支払利息	7
持分法による投資損益（は益）	119
新株予約権戻入益	3
固定資産除却損	8
売上債権の増減額（は増加）	229
未払金の増減額（は減少）	52
未払費用の増減額（は減少）	16
その他	106
小計	1,004
利息の受取額	0
利息の支払額	7
法人税等の支払額	737
営業活動によるキャッシュ・フロー	258
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	99
有形固定資産の取得による支出	239
無形固定資産の取得による支出	235
敷金及び保証金の差入による支出	43
長期前払費用の取得による支出	22
その他	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	633

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
(自 2021年4月1日
至 2021年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（は減少）	300
長期借入れによる収入	1,500
長期借入金の返済による支出	531
リース債務の返済による支出	4
ストックオプションの行使による収入	23
自己株式の取得による支出	0
配当金の支払額	88
財務活動によるキャッシュ・フロー	598
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	223
現金及び現金同等物の期首残高	1,239
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,462

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

2021年4月1日に行われた株式交換及び吸収分割、現物配当など一連のグループ内組織再編に伴い、株式会社LITALICOパートナーズ(旧商号:株式会社LITALICO)、株式会社LITALICOライフ、福祉ソフト株式会社を第1四半期連結会計期間より当社の連結の範囲に含めており、株式会社Olive Unionを、当社の持分法適用関連会社としております。なお、株式会社LITALICOパートナーズ、福祉ソフト株式会社は当社の特定子会社に該当しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

項目	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日至 2021年9月30日)
税金費用の計算	当第2四半期連結会計期間を含む当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(追加情報)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、ライフプランニング事業のサービスの提供について、従来は一時点で収益を認識しておりましたが、履行義務の識別及び充足時点について検討した結果、一部のサービス提供については一定期間にわたり収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

(新型コロナウイルス感染症の影響による会計上の見積りへの影響)

当社グループは、新型コロナウイルス感染症対策として衛生管理等を徹底した上でサービスを提供しており、財政状態及び経営成績に与える重要な事象は生じておりません。本書提出日現在においてもサービス提供を継続しており、新型コロナウイルス感染症の今後の広がりや収束時期等に関わらず、当社グループの業績への重要な影響はないものと仮定し、会計上の見積りには織り込んでおりません。ただし、新型コロナウイルス感染症による影響には不確実性が伴い、実際の結果は異なる可能性があります。

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
人件費	880百万円

- 2 新型コロナウイルス感染症による損失

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う政府や自治体による要請や声明を踏まえ、閉所した拠点に係る固定費(人件費・地代家賃・減価償却費)等であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
現金及び預金勘定	1,462百万円
現金及び現金同等物	1,462

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年5月31日 定時株主総会 (注)1	普通株式 (株)LITALICOパー トナース)	88	5	2021年3月31日	2021年6月15日	利益剰余金

(注)1. 株式会社LITALICOパートナーズの定時株主総会であります。

2. 2021年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記配当金の基準日が、2021年3月31日であるため、1株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当額を記載しております。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社グループは、2021年4月1日に株式交換及び吸収分割、現物配当など一連のグループ内組織再編を実施しました。この結果、当第2四半期連結累計期間において、資本金が374百万円増加、自己株式が298百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末において資本金が419百万円、自己株式が298百万円となっています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 財務諸表計 上額
	LITALICO ワークス事 業	LITALICO ジュニア事 業	LITALICO プラット フォーム事 業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	4,198	3,188	846	8,233	1,221	9,455		9,455
セグメント間の 内部売上高又は 振替高			45	45	347	392	392	
計	4,198	3,188	892	8,278	1,569	9,848	392	9,455
セグメント利益 又は損失()	1,653	514	59	2,228	67	2,160	1,170	990

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、LITALICOジュニアパーソナルコース、LITALICOワンダー、LITALICOライフの各サービスを含んでおります。

2. 調整額は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計
	LITALICO ワークス事業	LITALICO ジュニア事業	LITALICO プラット フォーム事業	計		
関連法令に基づく収益 (注)2	4,198	3,188		7,386		7,386
上記以外の収益			846	846	1,221	2,068
顧客との契約から生じる収益	4,198	3,188	846	8,233	1,221	9,455
その他の収益						
外部顧客への売上高	4,198	3,188	846	8,233	1,221	9,455

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、LITALICOジュニアパーソナルコース、LITALICOワンダー、LITALICOライフの各サービスを含んでおります。

2. 障害者総合支援法、児童福祉法及び当該法律に関連する政省令(条例を含む)を指しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	11円01銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	391
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	391
普通株式の期中平均株式数(株)	35,513,144
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	10円95銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-
普通株式増加数(株)	197,668
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2021年8月30日開催の取締役会決議に基づき、2021年10月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

(1) 株式分割の目的

1株当たりの投資金額を引き下げて株式の流動性を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

分割の方法

2021年9月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします。

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	17,800,456 株
今回の分割により増加する株式数	17,800,456 株
株式分割後の発行済株式総数	35,600,912 株
株式分割後の発行可能株式総数	122,880,000 株

分割の日程

基準日公告日	2021年9月15日
基準日	2021年9月30日
効力発生日	2021年10月1日

1株当たり情報に及ぼす影響

これによる影響につきましては、「1株当たり情報」に記載しております。

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき2021年10月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更するものです。

定款変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,144</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億2,288</u> 万株とする。

定款変更の日程

効力発生日	2021年10月1日
-------	------------

(4) その他

資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(新株予約権)

当社は、2021年11月1日開催の取締役会において、2021年11月17日を割当日として、当社従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権の発行を行う旨の決議をいたしました。

第11回新株予約権

決議年月日	2021年11月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 6
新株予約権の数(個)	251
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 25,100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,425(注)2
新株予約権の行使期間	自 2023年11月2日 至 2031年11月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 - 円 資本組入額 - 円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

割当決議日(2021年11月1日)における内容を記載しております。なお、未定事項については「-」で表記しております。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

- (注)1. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日以降に当社が特に有利な価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

2. 割当日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

割当日以降に当社が特に有利な価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

割当日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、1株当たりの払込金額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り捨てる）。

3. 新株予約権の行使の条件

(イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。

(ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

(ハ) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(ニ) 新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

(ホ) 以上のほか、要項等で特に定める事由が生じた場合、権利者は新株予約権を行使できない。

4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ（注）1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて1株当たりの行使価額につき合理的な調整がなされた額に、（注）4（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ) 新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(ヘ) 新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

(ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

「新株予約権の要項」に定める事由に該当する場合、当社は無償で新株予約権を取得できる。

(チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

(リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じ決定する。

(ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月12日

株式会社 L I T A L I C O
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 恭治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 甲斐 靖裕

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 L I T A L I C O の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 L I T A L I C O 及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。